

日本の給与所得者が海外の支店等に転勤・出向する場合の税務

1 はじめに

日本国内の会社に勤めている給与所得者が、1年以上の予定で海外の支店などに転勤又は海外の子会社に出向する場合があります。

この場合、その給与所得者は、その住所(生活の本拠)が海外に移りますから、そのとき以降、所得税法上の非居住者になります。

非居住者が国外勤務で得た給与には、原則として日本の所得税は課税されませんが、非居住者となる時までに日本国内で得た給与について源泉徴収された所得税を精算する必要があります。会社からの給与以外の所得がない給与所得者を前提とすれば、年末調整と同じ方法で所得税の精算は行われます。この精算は非居住者となる時までにその給与所得者が会社に対し年末調整とほぼ同様の手続きをして行われます。控除対象扶養親族などになるか否かは出国時の現況で判断し、配偶者や扶養親族に所得があるときは、海外勤務となる年の1年分の所得金額を出国の時の現況で見積もって、配偶者控除や扶養控除が受けられるかどうかの判断をします。

2 納税管理人の選任が必要な場合

非居住者でも、日本国内で発生した一定の所得(所得税法 161 条が定める 14 種の国内源泉所得)があれば、それについては引き続き日本の所得税が課税されます。

国内源泉所得の代表例が、日本国内にある貸家や貸地の賃貸料などの不動産所得であり、それらの所得の金額が一定額以上あれば、非居住者であっても、原則として毎年確定申告書を提出しなければなりません。

このような場合には、非居住者の確定申告書の提出や税金の納付等、納税義務を果たすために納税管理人(法人でも個人でも可)を定める必要があります。

納税管理人を定めたときには、その非居住者の納税地を所轄する税務署長にその旨の届出書を提出する必要があります。その提出以後は、税務署が発送する書類は、納税管理人あてに送付され、確定申告書は非居住者の納税地を所轄する税務署に提出します。

3 納税管理人の有無による申告時期の違い等

年の中で海外勤務となった年分は、その年1月1日から出国する日までの間に生じたすべての所得と、出国した日の翌日からその年12月31日までの間に生じた国内源泉所得(日本の不動産所得等の一定の国内源泉所得があれば、ということです。)を合計して確

定申告をします。

年の中で海外勤務となった年分の確定申告書の提出期限は、出国時までに納税管理人の届出書を提出したかどうかによって、次のように異なります。

(1) 出国時まで

その年1月1日から出国する日までの間に生じたすべての所得及び出国した日の翌日からその年12月31日までの間に生じた国内源泉所得(預貯金の利子等、源泉分離課税となるものは除きます。)について、翌年2月16日～3月15日の間に納税管理人を通して確定申告をする必要があります。

(2) 上記(1)以外の場合

次のように2度確定申告をする必要があります。

① 出国前に生じた所得のみに係る確定申告(1度目)

その年1月1日から出国する日までの間に生じたすべての所得につき、その出国の時までに確定申告をする必要があります。1月1日から3月15日までの間に出国する場合、前年分の所得の確定申告書についても出国の時までに提出する必要があります。

② 出国前に生じた所得と出国後に生じた国内源泉所得に係る確定申告(2度目)

①の確定申告書に加え、その年1月1日から出国する日までの間に生じたすべての所得及び出国した日の翌日からその年12月31日までの間に生じた国内源泉所得(源泉分離課税となるものを除きます。)につき、翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告をする必要があります。

②の申告で納付すべき税額は、②の申告で計算された納付すべき税額から①の申告の納付すべき税額を控除した残額となります。逆に、②の申告で計算された納付すべき税額が①の申告の納付すべき税額より少ない場合は、その差額が還付となります。

4 おわりに

給与所得者か否かに関わらず、非居住者になると、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例又は贈与・相続により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例により課税を受ける(後者の特例の場合は親などの贈与者・被相続人に課税)恐れもあります。これについては小紙No.187などをご覧ください。

(関連法令：所得税法 2、5、7、8、15、60 の 2、60 の 3、120、122、126、127、161、164～166、同令 15、258、国税通則法 117)